

徳島県告示第五百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	年 月 日
特定非営利活動法人 山の薬剤師たち	鳴門市撫養町斎田字西発四 七番地一〇	障害者就労センタ― たなごころ	鳴門市撫養町斎田字西発四 七番地一〇	A型 就労継続支援	令和五年五月 二十四日	令和五年六月 三十日	
合同会社グロイーン グ	京都市南区西九条蔵王町五 三番地九〇二号	さくらこ	阿南市富岡町あ王谷五一 二五	B型 就労継続支援	同 九月 十三日	同 九月 三十日	